

浜松市食品等の安全性確保対策庁内連絡会設置要綱

第1 名称

本会の名称は浜松市食品等の安全確保対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）とする。

第2 目的

生産から流通、消費に至る食品等の安全確保に関する事項及び市民からの食品に対する相談等に対応できるよう関係部署における対策を検討協議するとともに、相互の協力体制を充実強化して、市民の食の安全に寄与することを目的とする。

第3 協議事項

連絡会の検討協議事項は前項の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 生産から流通、消費に至る全庁的な安全性確保対策に関する基本的事項
- (2) 関係部署間の相互協力に関する事項
- (3) 情報の収集及び交換に関する事項
- (4) その他、必要と認められる事項

第4 構成

連絡会は、保健所長及び以下の関係部署をもって構成する。

市民生活課・健康増進課・保健総務課・生活衛生課・保健予防課・保健環境研究所（食肉衛生検査所を含む）・農業水産政策課・市場管理課・指導課

第5 連絡会

連絡会の開催等については、次のとおりとする。

- (1) 会長は保健所長をもって充てる。
- (2) 会長は会議の進行を行なう。
- (3) 連絡会は会長が必要に応じて招集し、会議を主催する。
- (4) 会長は必要があると認めるときは、構成部署以外の者に出席を求めることができる。

第6 事務局

連絡会の庶務は生活衛生課が担当する。

第7 その他

この要綱に定めるほか、連絡会の運営その他必要な事項は、連絡会において

協議する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。